

世田谷区スポーツビジョン

～「スポーツの世田谷」をめざして～

〈〈 調整計画 〉〉

令和4年度～令和5年度
(2022) (2023)

令和4年3月



公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団

目次

第1章 調整計画の策定について	1
1 調整計画の位置付け	1
(1) 策定の経緯	1
(2) 世田谷区スポーツビジョン 3本の柱	1
(3) 計画の体系	1
(4) 計画の期間	2
2 スポーツ全体を取り巻く社会環境の変化	3
3 後期年次計画の評価・検証	4
(1) 地域スポーツの推進	4
(2) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進	4
(3) 安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充	5
4 調整計画の概要	6
(1) 調整計画の策定にあたって	6
(2) 調整計画における視点	6
(3) 達成すべき目標	6
(4) 調整計画の全体像	6
第2章 スポーツ施策の内容	7
I 地域スポーツの推進	7
I-1 総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援	7
I-2 賛助会員との連携	8
I-3 地域団体との連携	9
II ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進	10
II-1 子どものスポーツ活動の推進	10
II-2 成人・子育て世代のスポーツ活動の推進	11
II-3 高齢者のスポーツ活動の推進	12
II-4 障害者のスポーツ活動の推進	13
II-5 施設の特性を活かしたプログラムサービスの充実	14
II-6 広報・広聴機能の充実	15
III 安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充	16
III-1 安全・安心で災害に備えた施設運営の推進	16
III-2 快適な施設利用の推進	17

第1章 調整計画の策定について

1 調整計画の位置付け

(1) 策定の経緯

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（平成11年2月設立：以下、財団といいます。）は、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活をおくることができる「生涯スポーツ社会」の実現を使命としています。

また、財団の「世田谷区スポーツビジョン（以下、「ビジョン」といいます。）」（10カ年計画：平成26年3月）については、スポーツ基本法に基づき策定がなされた国の「スポーツ基本計画」（平成24年3月）を参酌するとともに、区の「世田谷区スポーツ推進計画」（平成26年4月）との整合を図り、世田谷の特色を活かした財団ならではの施策の方向性を明らかにするもので、生涯スポーツ社会の実現を目指す上での重要な指針となるものです。

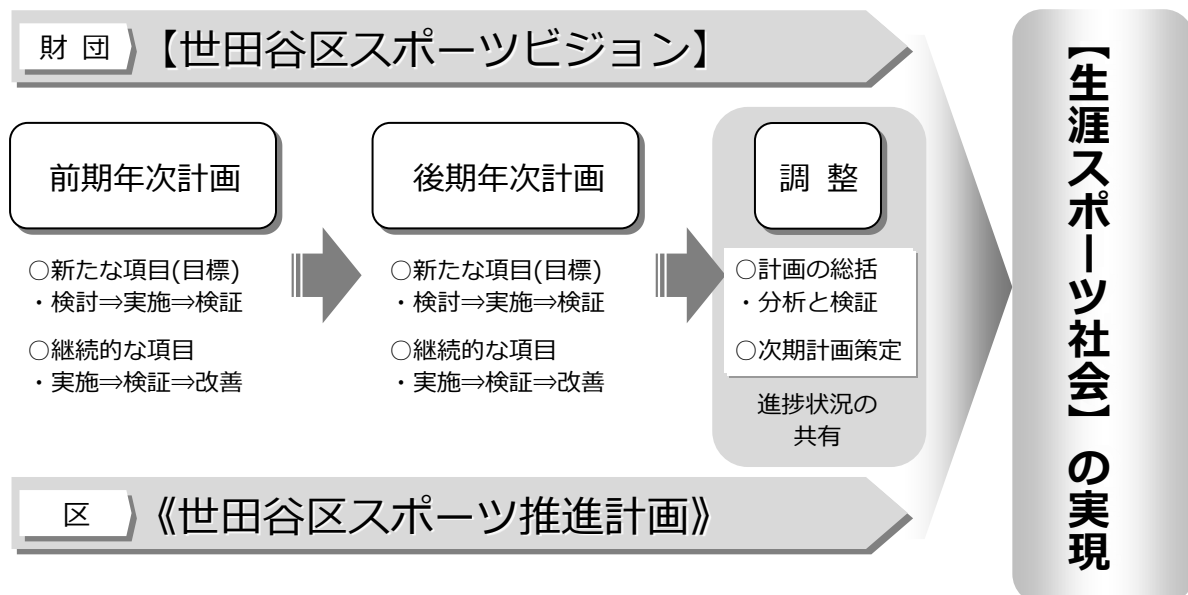
このビジョンの推進にあたっては、計画に掲げる3本の柱とそれに基づくそれぞれ3つの目標の実現に向け、施策の効果的な推進を着実に進めるとともに、多様な区民ニーズや社会環境の変化にも柔軟に対応するため、「前期（4カ年）」、「後期（4カ年）」、「調整（2カ年）」と3期間に分けた年次計画をそれぞれ策定し推進するものとしています。

この度の「世田谷区スポーツビジョン調整計画（以下、「調整計画」といいます。）」については、後期年次計画（4カ年計画：平成30年度（2018）～令和3年度（2021））の次期年次計画として、新たに令和4年度から令和5年度までの2カ年の計画を策定するものです。

(2) 世田谷区スポーツビジョン 3本の柱

- I 地域スポーツの推進
- II ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
- III 安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充

(3) 計画の体系



(4)計画の期間

ビジョンについては、平成26年度（2014年度）から令和5年度（2023年度）までの10カ年を計画期間としています。

「調整計画」の計画期間については、区の「世田谷区スポーツ推進計画調整計画」との整合を図り、2カ年としています（計画図参照）。

【世田谷区スポーツビジョンの計画図】

年度	~H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6~ 2024
財 団		《前期年次計画》 (H26~H29)				《後期年次計画》 (H30~R3)				《調整計画》 (R4・R5)		
	世田谷区スポーツビジョン (H26~R5)											
区		《前期年次計画》 (H26~H29)				《後期年次計画》 (H30~R3)				《調整期間》 (R4・R5)		
	世田谷区スポーツ推進計画 (H26~R5)											
国		第1期スポーツ基本計画 (H24~H28)				第2期スポーツ基本計画 (H29~R3)				第3期 スポーツ基本計画 (R4~R8)		
	スポーツ基本法 (H23~)											

■ 「パラスポーツ」の表記について

公益財団法人日本パラスポーツ協会は、令和3年10月より、それまでの当該法人の名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」から名称変更するとともに、「障害者スポーツ」という言葉を「パラスポーツ」と呼称していくことを公表しました。「パラレル（もうひとつの）」の意味からパラスポーツを「もうひとつのスポーツ」と捉え、パラスポーツの高い競技性や誰もが楽しめるスポーツとしての魅力を伝え、普及につなげていくことを目指しています。

世田谷区スポーツ振興財団もこの考えに賛同し、本計画からは「障害者スポーツ」を「パラスポーツ」と表記することとします。

2 スポーツ全体を取り巻く社会環境の変化

■国内外における社会的な課題

社会経済活動や人々の生活に多大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応をはじめ、人口減少・少子高齢化の進行、ICT技術の進展、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応、SDGs（持続可能な開発目標）の推進、地域間格差の解消、男女共同参画・共生社会の実現など、日本国内外には様々な社会的な課題が存在しています。

平成27年10月に発足したスポーツ庁は、これらの社会的課題に対し、地域社会の再生、社会・経済の活力の創造、国際貢献など、スポーツが多面にわたる役割を果たし、社会の発展に寄与していくことができるよう、スポーツ行政を推進することを使命としています。

■今後の日本の経済財政運営におけるスポーツの役割

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針）においては、日本を取り巻く環境変化を捉え構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作ることを目指しており、グリーン社会の実現をはじめ、デジタル化の加速、活力ある地方創り、子育てしやすい社会の実現が4つの原動力として掲げられています。

この実現に向けては、骨太方針と両輪をなす「成長戦略（2021年）」にも具体的な施策が取りまとめられており、スポーツに関しては「スポーツ産業の未来開拓」において以下の2項目を推進するとしています。

1つめの「ウィズコロナ、ポストコロナにおけるスポーツの成長産業化」に向けては、スポーツ団体に対する一層のガバナンス強化、スポーツ分野と他産業との融合による新事業創出と社会課題の解決を目的とする「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）」構築の促進、デジタル技術活用やDXの推進などの支援をすとしています。

2つめの「スポーツを核とした地域活性化」に向けては、新たな日常における「Sports in Life プロジェクト」の推進、地方自治体・民間事業者等の連携による学校体育施設の有効活用への支援、ホストタウン等の取組を担う団体（地域スポーツコミッション）の経営多角化の支援等を行うこととしています。

■「第3期スポーツ基本計画」策定

国のスポーツ政策を総合的かつ計画的に推進するための重要な指針である「スポーツ基本計画」は、新たに「第3期スポーツ基本計画」（スポーツ庁：令和4年度から令和8年度までの5年計画）が令和4年3月に策定されました。

「第3期スポーツ基本計画」では、「スポーツ自体が有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」をかけがいのないものと捉え、「スポーツをつくる／はぐくむ」「人々がともに活動し、つながりを感じながらスポーツを楽しめる社会の実現」「全ての人々がスポーツにアクセスできる社会の実現や機運の醸成」という3つの視点を重視した施策の展開を目指しています。

そして、こうしたスポーツが持つ無限の可能性を様々な主体が連携して発揮できるよう、今後5年間の具体的な施策として、「多様な主体におけるスポーツの機会創出」「スポーツ界におけるDX推進」「スポーツの国際交流・国際貢献」「国際競技力の向上」「成長産業化」「健康増進」「地方創生・まちづくり」「共生社会の実現」に取り組むとしています。

3 後期年次計画の評価・検証

(1) 地域スポーツの推進

「地域スポーツの推進」を担う世田谷区の豊かな「人材」を活用し、区民が主体となってスポーツ活動ができる機会を提供します。

総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援については、現在8つあるクラブ間の交流会やクラブ、区、財団の三者での情報交換会を中心とした会議を開催するなど、各クラブとの連携強化や情報の共有に取り組みました。また、従来の支援内容に「講師等謝礼」の助成を追加し、各クラブが安定的に活動できるよう側面的な支援の充実を図りました。

賛助会員（区内スポーツ・レクリエーション団体）との連携においては、各種事業の実施や学校開放施設を利用した活動支援を行うなど、連携・協力体制の強化を図りました。また、ガバナンスの強化については、各団体が健全で自立した運営ができるよう、個人情報保護の適正な取扱い等について、働きかけを行いました。

さらに、まちづくりセンターやスポーツ推進委員、区内のNPO法人、大学の他、地域を拠点に活動するスポーツクラブや近隣の医療機関と連携し、各種事業を計画・実施するなど、スポーツに触れる機会の提供に貢献しました。

(2) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

子どもたちの体力づくりとスポーツに親しむ習慣づくりや、成人のスポーツ実施率の向上のほか、高齢者や障害者のスポーツ活動を推進し、財団ならではの様々な事業を展開して、各種事業参加者並びに、施設利用者の拡大を図ります。

ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進については、子ども・成人・高齢者・障害のある方など、「ライフステージに応じた各種スポーツ教室」の実施をはじめ、区を代表するスポーツイベントとして定着している「世田谷246ハーフマラソン」の開催や各スポーツ施設において、いつでも気軽に参加ができる「フィットネス教室」の実施など、多種多様な事業展開に取り組みました。

子ども対象の主な事業では、「世田谷ジュニアアカデミー」に新種目「新体操」を開講、また器械運動アカデミー、スイミングアカデミーの実施会場及び曜日の拡充を行い、子どもたちの基礎運動能力の向上に取り組みました。

成人・高齢者対象の事業では、成人をメインターゲットとした「UBOUND」や「Poolno」、「BODY MAKE PROGRAM」等の新プログラムを開設し、若年層のスポーツ参加を推進しました。

また、女性の活躍促進として、「レディーススポーツ（フットサル・テニス・ヨガ）」や「託児サービス付」のスポーツ教室も継続して行い、様々な世代が安心して参加ができる環境を整えて参りました。

高齢者対象のシニアスポーツ振興事業では、世田谷区社会福祉協議会と連携し、千歳温水プールにおいて、生活、文化、運動などに係るプログラム事業「なごみの広場 ちとふな」を開始

いたしました。また、主体的な健康づくりの促進等を目的に、高齢者支援事業「秋から始めるラジオ体操」を実施し、地域における高齢者の運動機会の提供に努めました。

パラスポーツの推進としては、「ボッチャ世田谷カップ」の開催、「スポーツ観戦デー」における「パラバドミントン」事業等の新たな取り組みを行い、区民に対するパラスポーツへの関心・認知度向上を図るなど、パラスポーツの活動を推進してきました。

また、東京2020大会を契機とした取り組みとして、区・教育委員会との連携により「オリンピック・パラリンピック教育推進校」への「講師（オリンピック・パラリンピアン等）派遣事業」や「東京2020大会 SETAGAYA SPORTS フェスティバル」の実施を通じ、気運醸成に貢献して参りました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業参加者及び施設利用者数については、全体的に減少傾向となりましたが、オンラインを活用した事業やフィットネス動画の配信等、新しい生活様式に即した事業を展開し、様々な環境からスポーツに参加する機会を提供いたしました。

また、広報・広聴機能の充実においては、「どなたでも見やすく、利用しやすいホームページ」を目的としたホームページの全面リニューアルを実施しました。さらに、社会環境の変化や区民ニーズに応じた広報活動として、Twitterの運用やYouTubeチャンネルでの動画配信などにも取り組みました。

(3)安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充

スポーツ施設の安全・安心かつ快適な利用環境を創出し、安定的な管理運営及び、新たな管理施設の獲得を目指します。

区民の皆様が安心して施設を利用していただくため、組織全体の「危機管理基本方針」と施設の特性に応じた「安全管理マニュアル」を基に構築した安全管理体制により、日常的な安全教育のみならず、大規模災害にも備えた施設運営を行っています。

自衛消防訓練をはじめ、施設従事者に対する定期的な安全管理教育・研修を実施するほか、区（スポーツ推進課・砧総合支所）と連携した危機管理訓練を実施しました。

また、誰もが利用しやすい快適な施設づくりに向けては、施設従事者研修及び各施設にてフォローアップ研修を実施し、全職員が財団の運営方針や基本的なマナーを理解し業務に取り組める教育体制を整えました。

また、利用者の視点に立った施設サービスの課題・要望を抽出するために、覆面調査を実施し、施設管理の評価体制強化を図りました。

リニューアルした総合運動場陸上競技場や、新たに開設した大蔵第二運動場テニスコート横休憩所には、年齢・障害の有無に関わらず誰もが利用しやすい施設としてスロープやエレベーターが設置され、利用者にとって魅力のある施設管理に努めました。

区と連携した新規施設の拡充検討については、平成30年に希望丘地域体育館の運營業務を世田谷区と契約締結し、翌年2月より運用を開始しました。また、令和3年度から「J&Sフィールド」の運營業務を区から受託し、区民利用を開始いたしました。

4 調整計画の概要

(1)調整計画の策定にあたって

調整計画については、ビジョンにおける3本の柱に基づく3つの目標を、調整計画としての基本的な目標と掲げ、今後2カ年で取り組む具体的な施策内容を取りまとめたものです。

また、後期年次計画の評価・検証をはじめ、「第3期スポーツ基本計画」（スポーツ庁：令和4年3月）を参酌するとともに、「世田谷区スポーツ推進計画 調整計画」（世田谷区：令和4年3月）との整合を図り、多様な区民ニーズやスポーツ全体を取り巻く社会環境の変化にも対応するため、後期年次計画における基本的な構造は踏襲しつつ、次期「世田谷区スポーツビジョン」を見据えた施策を取りまとめています。

(2)調整計画における視点

- ①賛助会員や地域団体等との連携を通じ、スポーツによる地域の活性化に取り組む。
- ②ICTの活用および、DX（デジタルトランスフォーメーション）やSDGs（持続可能な開発目標）も踏まえたスポーツの推進に取り組む。
- ③東京2020大会のレガシーを活かし、パラスポーツ（障害者スポーツ）の理解促進に取り組むなど、スポーツの推進を図る。

(3)達成すべき目標

調整計画終了時点である2年後に、

『成人の週1回以上のスポーツ実施率65%以上』

を目標として設定します。

※目標数値は、「世田谷区スポーツ推進計画」10年間の取組みを表す成果として設定している数値であるが、社会情勢など外的要因による影響も踏まえながら、最終的に成果の到達状況について評価する。

(4)調整計画の全体像

- I 地域スポーツの推進
 - I-1 総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援
 - I-2 賛助会員との連携
 - I-3 地域団体との連携
- II ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
 - II-1 子どものスポーツ活動の推進
 - II-2 成人・子育て世代のスポーツ活動の推進
 - II-3 高齢者のスポーツ活動の推進
 - II-4 障害者のスポーツ活動の推進
 - II-5 施設の特性を活かしたプログラムサービスの充実
 - II-6 広報・広聴機能の充実
- III 安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充
 - III-1 安全・安心で災害に備えた施設運営の推進
 - III-2 快適な施設利用の推進

第2章 スポーツ施策の内容

I 地域スポーツの推進

I-1 総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援

総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・活動支援については、区及び財団においてスポーツ振興の主要な施策として積極的に取り組み、令和4年3月現在では8つの総合型地域スポーツ・文化クラブが設置されています。地域の特性に合わせた取り組みを展開し、子どもから高齢者まで世代を越えた交流が生まれ、地域コミュニティの活性化に寄与しています。

引き続き、各クラブが安定的に運営できるように、区やスポーツ推進委員との連携を強化しながら、実状に適した方法で活動支援を行います。

事業内容	
①区やスポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツ・文化クラブ活動支援と認知度向上に向けた取り組み	
②クラブスタッフの人材育成・資質向上のため、様々な実技研修や専門講習会等への参加促進	
年次別計画（調整）	
令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
①効果的支援策の継続	①新たな効果的支援策の検討
②区と連携した各クラブの認知度向上に向けた広報活動の充実	②区と連携した各クラブの認知度向上に向けた広報活動の充実
③クラブスタッフの資質向上に向けた研修会の充実	③クラブスタッフの資質向上に向けた研修会の充実

I-2 賛助会員との連携

賛助会員である、区内のスポーツ・レクリエーション団体とは、ジュニア育成事業や区民体育大会をはじめ、様々な財団主催事業の運営に協力を得ており、区内で地域スポーツを推進していくにあたり、賛助会員との連携・協働は今や必要不可欠となっています。

区民の多様なニーズに沿った質の高いスポーツ・レクリエーション事業を展開するため、賛助会員との相互協力体制のさらなる強化を図り、賛助会員が主体的に企画・運営するための支援強化に取り組みます。また、財団が世田谷区の体育協会としての位置づけであることを踏まえ、賛助会員が独自の大会等を実施したり、各種大会へ参加したりする際は、効果的な支援を実施します。

さらに、国レベルでの「スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）の保護」に向けた取組みを踏まえ、賛助会員に対して「ガバナンスの強化」を働きかけることで、地域におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図ります。

事業内容	
①賛助会員が主体的に企画・運営するための支援強化 ②財団と賛助会員との相互協力体制の充実と強化推進	
年次別計画（調整）	
令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
①-1 賛助会員の「ガバナンス」強化・拡充策の検討 ①-2 連絡・情報共有体制の維持 ②-1 財団の自主事業等への運営協力・連携体制の推進 ②-2 競技団体等の事業運営方法見直しに関する提案や事業実施への支援	①-1 賛助会員の「ガバナンス」強化・拡充策検討と周知 ①-2 連絡・情報共有体制の維持 ②-1 財団の自主事業等への運営協力・連携体制の推進 ②-2 競技団体等の事業運営方法見直しに関する提案や事業実施への支援

I-3 地域団体との連携

世田谷区には、地域スポーツ活動を推進する豊かな「人材」があり、その最大限の活用が求められています。引き続き、区内大学やスポーツ研究・医療機関などをはじめとした様々な地域組織や民間団体、企業のほか、地域スポーツのコーディネーターであるスポーツ推進委員と連携して地域貢献事業等により積極的に取り組みます。

また、地域での様々なスポーツ活動を支えるため、貸出物品の充実やスポーツ指導者の人材確保・育成に取り組みます。

事業内容	
①地域資源（NPO、大学、民間等）との連携や、スポーツ研究・医療機関などを活用した事業の展開 ②世田谷区スポーツ推進委員との連携強化 ③地域スポーツ普及活動者への顕彰制度の充実化 ④スポ・レクネット制度の有効活用と推進 ⑤物品貸出業務の充実と推進	
年次別計画（調整）	
令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
①地域資源（NPO、大学、民間等）などを活用した事業の推進 ②スポーツ推進委員との連携強化 ③地域スポーツ普及活動者への顕彰制度の充実 ④スポ・レクネット制度の有効活用 ⑤多様なスポーツ物品等の貸出の充実	①地域資源（NPO、大学、民間等）などを活用した新たな事業の検討 ②スポーツ推進委員との連携体制の維持 ③地域スポーツ普及活動者への顕彰制度の検証 ④スポ・レクネット制度の有効活用 ⑤多様なスポーツ物品等の貸出の継続実施

Ⅱ ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

Ⅱ-1 子どものスポーツ活動の推進

子どもを取り巻く環境により、スポーツ・運動をする子、しない子の二極化があります。スポーツ・運動をしない子の中には、家庭環境や生活環境によって、体を動かしたくても動かせない子どものほか、体を動かすことで生まれる達成感や爽快感といった醍醐味を知らない子どももいます。

このような問題を解決するため、スポーツをしない・できない子でも手軽に参加できる、参加したくなる事業を実施していくほか、体力・基礎運動能力の向上事業を充実させることにより、定期的なスポーツ・運動への参加を促します。

また、スポーツ・運動への興味・関心を引き出すため、様々なスポーツのトップアスリートの競技を「みる」機会の拡充を行います。

事業内容	
①子どもの体力向上を目的とした基礎運動能力向上事業の推進	
②幼児期から遊びや運動を通じて、外遊びやスポーツに親しむことができる環境づくりと事業の展開	
③トップアスリートの競技観戦など「みる」スポーツ事業の拡充	
年次別計画（調整）	
令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
①ジュニアアカデミーの実施種目及び地域展開の検討	①ジュニアアカデミーの更なる発展に向けた事業内容の検討
②身近なスポーツに親しむ機会の提供	②身近なスポーツに親しむ新たな機会の提供
③「みる」スポーツ事業の拡充	③「みる」スポーツ事業の継続実施

Ⅱ-2 成人・子育て世代のスポーツ活動の推進

成人・子育て世代にスポーツ活動を習慣づけることが、将来的には親・子・孫三世代のスポーツ実施率を上げることにつながるといわれています。しかし、区民意識調査の結果を見ると、約60%の30～40歳代の成人・子育て世代が、スポーツや運動を行う回数が1か月1回以下と回答しています。

開催時間や場所等に工夫をこらした、成人・子育て世代の方にも参加しやすい事業を実施し、家族そろっての体力向上や健康増進に取り組みます。

また、トップアスリートや大学指導者等の指導により自身の能力に応じて競技力の向上を目的とした事業や、日頃の成果を発揮できる事業・大会等を充実させます。

事業内容	
①成人の体力向上と健康増進を目的とした事業の推進 ②子育て世代が親子で参加できる事業の推進 ③トップアスリートや大学指導者等の指導による事業の推進	
年次別計画（調整）	
令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
①平日の夜間及び休日の成人対象スポーツ教室の新たな施策への取り組み ②子育て世代が気軽に参加できる親子参加型事業の充実 ③競技力向上を目的とした事業の充実	①平日の夜間及び休日の成人対象スポーツ教室の新たな施策への取り組み ②子育て世代が気軽に参加できる親子参加型事業の更なる充実に向けた検討 ③競技力向上を目的とした事業の推進

II-3 高齢者のスポーツ活動の推進

区民意識調査によると、週に1回以上スポーツや運動をした60歳以上の高齢者は50%を超えています。しかしながら、スポーツや運動を行わなかった割合は25%強となっています。

セカンドライフの充実や生涯現役の活躍のため、高齢者を対象とした事業が求められており、区の関係機関や地域スポーツ団体のほか、町会や自治会・区内にある100近くの高齢者クラブなどと連携しながら、健康増進や体力維持を目的とした、高齢者の方が参加しやすいスポーツイベントや事業を引き続き実施していきます。

事業内容	
①健康増進や体力維持を図ることを目的とした、高齢者が参加しやすい事業の展開 ②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニアスポーツ支援事業の推進	
年次別計画（調整）	
令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
①高齢者を対象とした全区的な自主事業の推進 ②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニア世代向け事業の実施・拡充	①高齢者を対象とした全区的且つ新たな自主事業の検討 ②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニア世代向け事業の更なる充実に向けた検討

Ⅱ-4 障害者のスポーツ活動の推進

スポーツ基本法には、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することとしています。

これまで、財団では軽度な障害のある方を対象とした運動・水泳教室やボウリング、サッカー教室を自主事業として実施し、健康増進や体力向上を図るとともにスポーツ・運動することの楽しさ、喜びを感じる機会の提供に努めてきました。

平成28年度中には、障害者スポーツ（パラスポーツ）の振興を目的とするNPO法人が区内に設立されたほか、東京2020パラリンピックを契機とし、パラリンピック競技をはじめとするパラスポーツに対して社会の意識や関心が大いに高まっています。さらに、パラリンピアンとの交流等をきっかけとして共生社会の実現のために国が創設した「共生社会ホストタウン」に、区は平成29年12月に登録されています。

この機会を捉え、区の関係機関やNPO法人、障害者関連団体等と連携し、障害の種類や程度に応じた事業展開や、障害のない人とも一緒に活動できる事業・イベントの拡充に取り組むとともに、障害者のスポーツを支える人材の育成や支援強化に努めます。

また、財団としてできる限りの障害者が利用しやすい施設づくりに取り組み、スポーツに参加しやすい環境の整備を図ります。

事業内容	
①パラスポーツに関する普及啓発事業の推進 ②パラスポーツを支える指導者・ボランティアの確保・育成及び活用 ③パラスポーツの場の拡充	
年次別計画（調整）	
令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
①-1NPO法人等との連携による普及啓発事業の拡充 ①-2「みる」スポーツ事業の検討 ①-3ユニバーサルスポーツ物品の貸出実施に向けた検討 ②パラスポーツの指導者・ボランティアの確保・育成及び活用方法の検討 ③更なるユニバーサルデザイン化の促進	①-1NPO法人等との連携による新たな普及啓発事業の検討 ①-2「みる」スポーツ事業の推進 ①-3ユニバーサルスポーツ物品の貸出実施 ②パラスポーツの指導者・ボランティアの確保・育成及び活用 ③更なるユニバーサルデザイン化の検討及び促進

II-5 施設の特性を活かしたプログラムサービスの充実

限りある施設を有効活用し、子どもから高齢者、障害者の方々のスポーツ機会の提供に向けて、大蔵運動場や大蔵第二運動場、千歳温水プールなどを中心に利用や参加統計、区民ニーズに応えた多様なプログラムサービスを展開します。

施設や地域特性に合ったニーズの高いプログラムは区内5地域の拠点となる施設へ展開し、プログラムサービスの充実を図ります。

事業内容	
① 利用、参加統計、区民ニーズに応じた多世代へのプログラムサービスの検証・改善 ② 多世代へのプログラムサービスの拡充・地域展開	
年次別計画（調整）	
令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
①利用、参加統計、区民ニーズに応じたプログラムサービスの検証・改善 ②多世代へのプログラムサービスの拡充・地域展開の検討	①利用、参加統計、区民ニーズに応じたプログラムサービスの検証・改善 ②多世代へのプログラムサービスの拡充・地域展開の検討

II-6 広報・広聴機能の充実

現行の広報媒体については、ホームページやTwitter、教室等申込受付システム等の電子媒体をはじめ、広報誌である「Sports Information（世田谷区スポーツのしおり）」（年2回発行）や「せたがや文化・スポーツ情報ガイド」（毎月25日発行）、各事業のポスター・チラシなどの紙媒体や管理運営する各施設の掲示板等を活用しています。各媒体の特性を活かしつつ、少しでも多くの皆様に情報が提供できるよう広報機能の充実に努めています。

また、広聴機能については、ホームページや各施設のご意見箱の設置によるご意見・ご要望等の収集をはじめ、施設利用者が施設運営に何を求めているかを把握するための利用者満足度調査や各種事業参加者へのアンケート調査を実施しています。

今後も引き続き、区民等に対し財団の諸事業及び運営実態を正しく分かりやすく知らせるとともに、区民等の声を広く財団の諸事業及び運営に反映させ、財団活動に対する区民等の理解と信頼を深め、その積極的な支持と参加を得るための広報・広聴活動を推進して参ります。

事業内容	
①社会環境の変化や区民ニーズに応じた誰にでも伝わりやすい広報活動の実施 ②利用者満足度調査や事業参加者アンケート調査等による広聴活動の推進	
年次別計画（調整）	
令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
①効率的かつ効果的な広報活動の実施 ②広聴機能の充実策の推進	①効率的かつ効果的な広報活動の実施 ②広聴機能の充実策の推進

Ⅲ 安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充

Ⅲ-1 安全・安心で災害に備えた施設運営の推進

財団では、独自の「危機管理基本方針」を定めており、施設の特성에応じた「安全管理マニュアル」を各施設に配備し、スポーツ事故等を未然に防ぐための日常的な設備・器具点検実施のほか、自然災害から犯罪・テロに至るまで、施設利用者の安全確保には万全を期します。

また、事件・事故等が発生した際には人命最優先とし、いかなる時も迅速かつ適切な処置・対応ができる体制の維持・強化に努めます。

さらに、大規模な災害を想定した「災害対応マニュアル」を策定しており、災害発生時にも避難住民や帰宅困難者等の受け入れなどに対応が可能な体制をとっています。

そして、施設従事者には安全管理の教育・研修や防災訓練等を定期的実施し、安全管理における意識や能力向上を図っていきます。

事業内容	
①危機管理体制の推進と強化、各施設「安全管理マニュアル」の確実な運用 ②大規模災害を想定した各種訓練の実施や災害対策及び備蓄品等の充実化 ③施設従事者の安全管理に関する教育・研修体制の推進	
年次別計画（調整）	
令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
①各施設「安全管理マニュアル」の運用と内容の見直し・改善 ②区や地域と連携した各種訓練の実施と災害対策等の標準化 ③施設従事者の教育・研修の継続実施	①各施設「安全管理マニュアル」の運用と内容の見直し・改善 ②区や地域と連携した各種訓練の実施と災害対策等の標準化 ③施設従事者の教育・研修の継続実施

Ⅲ-2 快適な施設利用の推進

健常者や障害者、外国人、性的マイノリティ等すべての区民の快適な施設利用の推進に向けて、更なるユニバーサルデザイン化に取り組むとともに、安定的運営体制のもと、効率的かつ効果的で柔軟な利用促進策を実施します。

限りある経営資源の有効活用を目指し、ICTの活用及びDX（デジタルトランスフォーメーション）を取り入れ、施設の利便性・快適性の向上に取り組みます。

事業内容	
①更なるユニバーサルデザイン化の促進 ②安定的運営体制の整備（従事者教育、外部評価等） ③利用統計・ニーズ検証体制の充実 ④施設の利用拡大策の検討・実施 ⑤施設の快適性・利便性向上につながるICTの活用及びDXの推進	
年次別計画（調整）	
令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
①更なるユニバーサルデザイン化の継続検討・実施 ②安定的運営体制の改善 ③利用統計・ニーズの継続検証と利用促進策の検証・改善 ④施設の利用拡大策の検討・実施・改善 ⑤施設の快適性・利便性向上につながるICTの活用及びDXの推進	①更なるユニバーサルデザイン化の継続検討・実施 ②安定的運営体制の改善 ③利用統計・ニーズの継続検証と利用促進策の検証・改善 ④施設の利用拡大策の検討・実施・改善 ⑤施設の快適性・利便性向上につながるICTの活用及びDXの推進

I・D・D・I

いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも



アイディ

◇アイディは（公財）世田谷区スポーツ振興財団のマスコットキャラクターです。